

## 役員を選出方法に関する規定

定款第20条により、役員を選出方法に関して規定する。

### 第1章 理事・監事の選出

1. 次期理事・監事候補者の推薦は常任理事会がこれを行うものとし、次期理事・監事候補者リストを作成する。
2. 前条の候補者リストは、理事会の議決を経て、総会に付議され、選任される。
3. 理事・監事から任期満了前に退職・転勤・転属等の理由により本会の役員としての職務を継続できないとの申出があり、かつその理事・監事が属する会員企業・団体から後任の推薦があった場合は、理事会の承認により次の総会までの期間、後任者がその職務を代行することができる。

### 第2章 会長、副会長、専務理事の選出、その他

4. 次期会長、副会長、専務理事の推薦は常任理事会がこれを行うものとし、次期会長、副会長、専務理事候補者リストを作成する。
5. 前条の候補者リストは、理事会の議決を経て、総会にて決定する。
6. 会長、副会長の任期は2期以内とする。ただし、理事会の決議によりさらに1期延期することができる。

制定：平成10年6月24日

暫定改訂：平成24年12月20日